

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 石田梅岩記念館設置条例施行規則  
(市民力推進課) 3
- 石田梅岩記念館設置条例の施行期日を定める規則  
(市民力推進課) 6
- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正  
(市民力推進課) 7
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(総務課) 8
- 亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正  
(自治防災課) 9

### —— 告 示 ——

- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示  
(総務課) 11
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 12
- 令和7年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率  
(保険医療課) 12
- 公示送達 (高齢福祉課) 13
- 亀岡市出産・子育て応援事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 13
- 公示送達 (保険医療課) 16
- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 16

- 地縁団体の告示事項の変更  
(自治防災課) 16
- 指定公金事務取扱者の指定  
(資源循環推進課) 17

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 21
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 25
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 31
- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 31
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 32
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 35
- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 39
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 40
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 44
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募  
(契約検査課) 48

### —— 任免及び辞令 ——

**教育委員会欄**

—— 任免及び辞令 ——

**選挙管理委員会欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 54
- 亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 54
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 55
- 選挙人名簿抄本閲覧の状況 56
- 在外選挙人名簿抄本閲覧の状況 61

**農業委員会欄**

—— 公 告 ——

- 令和7年6月定例総会の開催 61
- 令和7年度亀岡市農業委員会年次総会の開催 62

**上下水道部欄**

—— 規 程 ——

- 亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正 62

**市立病院欄**

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 63

規 則

石田梅岩記念館設置条例施行規則をここに公布する。

令和7年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

石田梅岩記念館設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石田梅岩記念館設置条例(令和6年亀岡市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により石田梅岩記念館(以下「記念館」という。)の施設のうち、条例別表第1に掲げる施設の使用の許可を受けようとする者は、石田梅岩記念館使用許可申請書(別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前3月から3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、条例第7条第1項に規定する記念館の使用の許可(以下「使用許可」という。)をしたときは、条例第13条第2項ただし書に規定する場合のほか、使用料の納付のあった後、石田梅岩記念館使用許可書(別記第2号様式。以下「使用許可書」とい

う。)を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。

2 前項の規定により使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長から使用許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(使用期間)

第4条 記念館の使用期間は、連続して7日を超過して使用することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の順位)

第5条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間の計算及び延長)

第6条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

(使用許可内容の変更)

第7条 使用者は、当該使用許可の内容を変更しようとするときは、石田梅岩記念館使用許可内容変更承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、石田梅岩記念館使用許可内容変更承認可否通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(申出による使用許可の取消し)

第8条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、石田梅岩記念館使用許可取消届・使用料還付申請書

(別記第5号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に第3条第1項の規定により交付された使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、石田梅岩記念館使用許可取消承認通知書(別記第6号様式)を交付するものとする。

(使用料及び目的外使用料の減免)

第9条 条例第14条及び第18条の規定により使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除しない。

(1) 使用料の減免

ア 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の教育活動又は同条に規定する幼稚園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園による保育活動若しくは教育活動に使用する場合 5割

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づき療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用

する場合 5割

ウ 教育委員会の認めた社会教育団体が本来の社会教育活動に使用する場合 4割

エ 市内の学校教育法第1条に規定する大学による教育活動に使用する場合

2. 5割

オ 災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

カ 市長が特に必要があると認めるとき。 5割以内

(2) 目的外使用料の減免

ア 公益のために使用する場合で、市長が特に必要であると認めるとき。 免除

イ 市長が特に必要があると認めるとき。 5割

2 前項の規定により、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、石田梅岩記念館使用料（目的外使用料）減免申請書（別記第7号様式）を使用許可申請書に添付しなければならない。

（附帯設備の使用料）

第10条 附帯設備等を使用しようとする者は、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 条例第15条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額

(2) 公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合 全額

(3) 使用許可の取消しの届出を使用日の7日前までにした場合 全額

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添付して市長へ提出しなければならない。

（使用等の打合せ）

第12条 使用者は、施設を使用する場合は、使用方法その他必要な事項について、市長と事前に打合せをしなければならない。

（使用者の守るべき事項）

第13条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(3) 許可なく物品等を展示及び販売しないこと。

(4) 許可なく印刷物の掲示及び配布をしないこと。

(5) 許可を受けた以外の場所及び器具を使用しないこと。

(6) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は留め置かないこと。

(7) 使用施設及び附帯設備について準備、後始末、原状回復等を行う場合は、市長の指示に従うこと。

(8) 前各号のほか、施設の管理に支障がある行為はしないこと。

(9) その他市長の指示に従うこと。

(10) 入館者に対して次条の規定を守らせること。

（入館者の守るべき事項）

第14条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(2) 施設を不潔にしないこと。

(3) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更しないこと。

(4) 花き等を採取し、伐採し、又は損傷しな

いこと。

- (5) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (6) 展示資料を許可なく撮影、模写、模造、拓本、複写、熟覧等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (8) その他市長の指示に従うこと。

(施設の破損等の届出)

第15条 使用者は、記念館の施設、附帯設備又は展示資料等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第16条 使用者は、記念館の使用を終わったときは、直ちに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(資料の撮影等)

第17条 記念館の資料の撮影、模写、模造、拓本、複写、熟覧等をしようとする者は、石田梅岩記念館館内資料利用申請書(別記第8号様式)を市長に提出して承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による館内資料の利用を承認したときは、石田梅岩記念館館内資料利用承認書(別記第9号様式)を交付するものとする。

(出版物への掲載)

第18条 記念館の資料を出版物に掲載しようとする者は、石田梅岩記念館館内資料出版物掲載申請書(別記第10号様式)を市長に提出して承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による出版物掲載を承認したときは、石田梅岩記念館館内資料出版物掲載承認書(別記第11号様式)を交付するものとする。

(資料公開の制限)

第19条 次の各号のいずれかに該当する資料は、公開しない。

- (1) 法令、例規又は通達により公開することを禁止している資料
- (2) 個人の秘密を保持するため、公開することが適当でないと認められる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公開することが適当でないと認めた資料(資料の貸出)

第20条 記念館の資料は、原則として貸出しを行わない。ただし、市長が教育及び学術研究上特に必要と認めた場合は、貸出しを承認することができる。

(寄贈又は寄託)

第21条 市長が必要であると認めるときは、記念館に資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた資料は、記念館の資料と同様の取扱いとする。

(免責)

第22条 寄託された資料が天災その他の不可抗力によって滅失し、又は毀損したときは、記念館はその責めを負わない。

(借用)

第23条 市長は、記念館において展示、研究その他必要があると認めるときは、博物館、資料館等から資料を借用することができる。

(運営委員会)

第24条 記念館の運営に関する事項を調査審議するため、石田梅岩記念館運営委員会を置くことができる。

(指定管理者による管理)

第25条 記念館の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条、第3条、第7条、第8条、第10条から第18条まで及び第23条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第6条、第8条から第11条まで及び別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、

第4条、第5条、第9条第1項第1号オ及び  
カ、第20条並びに次条中「市長が」とある  
のは「指定管理者が市長の承認を得て」とす  
る。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、記念  
館の管理について必要な事項は、市長が別に  
定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行す  
る。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に際し、石田梅岩記念館の  
使用に係る手続その他の行為は、この規則の  
施行前においても行うことができる。

【別記様式 省略】

「揭示済」

石田梅岩記念館設置条例の施行期日を定める  
規則をここに公布する。

令和7年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

石田梅岩記念館設置条例の施行期  
日を定める規則

石田梅岩記念館設置条例（令和6年亀岡市条

例第30号）の附則第1項に規定する規則で定  
める日は、令和7年9月1日とする。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表45の項を46の項とし、3の項から44の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次の1項を加える。

3 石田梅岩記念館の使用料並びに観覧、受講及び入場に係る費用の収納	市民力推進課長	市民力推進課担当職員	
-----------------------------------	---------	------------	--

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

「揭示済」

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第28号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(亀岡市自治功労者等表彰規則の一部改正)

第1条 亀岡市自治功労者等表彰規則(昭和40年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
(議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

別表第1第2項第5号中「皮膚かじよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第3項第3号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第4項第3号中「うるし」を「漆」に改め、同表第7項を次のように改める。

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) ベンジジンにさらされる業務に従事し

たため生じた尿路系腫瘍

- (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (5) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (7) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
- (9) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
- (11) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (12) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
- (13) 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- (14) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- (15) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- (16) すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- (17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明ら

かな疾病

(亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年亀岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第13条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者とみなす。

(議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行前にした行為に対する旧刑法第12条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)若しくは旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項において「旧拘留」とい

う。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。)に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

「揭示済」

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第29号

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支

給等に関する規則（平成18年亀岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正）
- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和7年亀岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「この項において」を削り、附則に次の1項を加える。

（亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の

刑の執行を受けている者とみなす。

「揭示済」

# 告 示

亀岡市告示第135号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱の一部改正)

第1条 亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年亀岡市告示第189号)の一部を次のように改正する。

別表第2第6号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱の一部改正)

第2条 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱(平成6年亀岡市告示第94号)の一部を次のように改正する。

別表第2第7号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同表第8号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表第3備考中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(亀岡市訪問介護利用者負担額補助事業実施要綱の一部改正)

第3条 亀岡市訪問介護利用者負担額補助事業実施要綱(平成12年亀岡市告示第105号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式(裏)中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正)

第4条 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱(平成12年亀岡市告示第106号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式(裏)及び別記第5号様式(裏)中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月1日から実施する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者とみなす。

(亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和7年亀岡市条例第44号)(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以

上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱別表第2第6号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱の一部改正に伴う経過措置）

4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱別表第2第7号及び第8号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和7年6月9日令和7年亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

令和7年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第137号

令和7年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

令和7年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.97
被保険者均等割	31,700円
世帯別平等割	22,300円
世帯別平等割半額	11,150円
世帯別平等割4分の3額	16,730円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.87
被保険者均等割	9,570円
世帯別平等割	6,610円
世帯別平等割半額	3,310円
世帯別平等割4分の3額	4,960円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.78
被保険者均等割	11,430円
世帯別平等割	5,750円

「揭示済」

## 亀岡市告示第138号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

令和6年度介護保険料督促状 第10期分

## 2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第139号

亀岡市出産・子育て応援事業実施要綱（令和5年亀岡市告示第54号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第1項中「次の各号に定める支給区分に応じ、それぞれ別表第1」を「別表」に改め、同項各号を削る。

第6条第1項中「次の各号に定める支給区分に応じ、それぞれ別表第2」を「別表」に改め、同項各号を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第5条、第6条関係）

支給区分	支給要件	申請期限
<p>出産応援給付金に係る支給対象者</p>	<p>1 次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）であること。</p> <p>(2) 申請時点において、申請者が市の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、市で妊娠届出時の面談等を受けた後に転出した妊婦が市からの支給を希望する場合、市に居住実態はあるがやむを得ない事情により市の住民基本台帳に登録することができない場合等はこの限りでない。</p> <p>(3) 市で妊娠届出時の面談等を受け、妊娠届出時アンケートに回答していること。</p> <p>(4) 出産応援給付金の対象となる妊娠について、他市町村から国要綱に基づく給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 亀岡市妊婦のための支援給付事業実施要綱（令和7年亀岡市告示第58号）第5条の規定による妊婦支援給付金（1回目）の支給又は他市町村からこれに相当する給付金の支給を受けていないこと。</p> <p>(6) この事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認及び共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、妊娠届出後、申請前に流産又は死産となった場合には、同項第1号の規定を満たすこととし、同項第3号の規定を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p>	<p>出産日の前日</p> <p>（災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期限までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3箇月以内とする。この場合であっても令和8年3月31日以降は支給の申請はできないものとする。）</p>
<p>子育て応援給付金に係る支給対象者</p>	<p>1 次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に出生した児童であって、日本国内に住所を有する児童（出生の届出をした者に限る。）を養育する者</p> <p>イ 令和7年4月1日以降に出生した母であって、当該児童の妊娠による出産応援給付金の支給を受け、かつ、妊婦のための支援給付（子ども・子育て支</p>	<p>対象児童が生後5箇月を迎える日の前日</p> <p>（災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期限までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3箇月以内とする。こ</p>

	<p>援法（平成24年法律第65号）に規定する妊婦のための支援給付をいう。）の支給要件を満たさない者</p> <p>(2) 申請時点において、申請者が市の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、市で出生後の面談等を受けた後に転出した養育者が市からの支給を希望する場合、この給付金の対象児童の死亡日において市の住民基本台帳に登録があったが転出している場合、市に居住実態はあるがやむを得ない事情により市の住民基本台帳に登録することができない場合等はこの限りでない。</p> <p>(3) 市で出生後の面談等を受け、出生後アンケートに回答していること。里帰り先の市町村と面談を受けている場合も可とする。</p> <p>(4) 子育て応援給付金の対象児童について、他市町村から国要綱に基づく給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 亀岡市妊婦のための支援給付事業実施要綱第6条の規定による妊婦支援給付金（2回目）の支給又は他市町村からこれに相当する給付金の支給を受けていないこと。</p> <p>(6) この事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認及び共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出生届出後、申請前に対象児童が死亡した場合には、同項第1号の規定を満たすこととし、同項第3号の規定を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p> <p>3 前2項に定める支給対象者について、同一の対象児童に係る養育者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して国要綱に基づく支給がされた場合、他の養育者に対する同一の対象児童に係る支給は行わない。</p>	<p>の場合であっても令和8年3月31日以降は支給の申請はできないものとする。）</p>
--	---	--

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第140号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年6月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和6年度 国民健康保険料  
第10期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町吉田西区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 佐藤 滋

2 変更年月日

令和7年6月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町赤熊区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 上田 稔

2 変更年月日

令和7年4月20日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和7年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
名称 株式会社ワッツ西日本販売  
所在地 大阪府大阪府中央区城見一丁目4番70号 住友生命OBPプラザビル
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等  
粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者に指定をした日  
令和7年6月24日
- 4 委託期間  
令和7年6月24日から  
令和8年3月31日まで

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第50号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |           |          |
|--------------|---|-----------|----------|
| (1) 工事番号     | 7道改第2号  |           |          |
| (2) 工事名      | 市道クニッテルフェルド通外2線道路改良工事（その9）  |           |          |
| (3) 工事場所     | 亀岡市追分町大堀地内外   |           |          |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事  |           |          |
| (5) 工事概要     | 工事延長 L=183.6m   |           |          |
|              | 土工  | 一式        |          |
|              | 排水構造物工  | 現場打L型街渠合計 | L=142.1m |
|              |   | 現場打U型側溝合計 | L=45.9m  |
|              |   | 自由勾配側溝合計  | L=134.7m |
|              | 舗装工   | 車道舗装      | A=119.0㎡ |
| (6) 予定価格（税込） | 44,716,100円   |           |          |
|              | 【入札書比較価格（税抜）40,651,000円】  |           |          |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から令和7年12月1日まで   |           |          |
| (8) 部分払      | 無   |           |          |
| (9) 前金払      | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |           |          |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |           |          |
| (11) 最低制限価格  | 採用  |           |          |

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

(1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年6月2日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年6月2日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年6月9日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月10日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年6月11日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年6月6日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年6月11日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年6月13日（金）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年6月18日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月19日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

開札日時	令和7年6月20日（金） 午前10時	電子入札システムによる
------	-----------------------	-------------

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

---

亀岡市公告第51号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年6月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 7上下第1号
- (2) 工事名 点々舗装復旧工事（単価契約）
- (3) 工事場所 亀岡市水道区域及び下水道区域内
- (4) 工事種別 舗装工事（単価契約）
- (5) 工事概要

アスファルト舗装版切断工	(昼間・夜間)
(イ) t=15cmまで	L=1.0m
(ロ) 15<t≤30cm	L=1.0m
(ハ) 30<t≤40cm	L=1.0m
アスファルト舗装工	(昼間・夜間)
(ニ) t=5cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 未満)
(ホ) t=5cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)
(ヘ) t=15cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 未満)
(ト) t=15cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)
(フ) t=15cm	A=1.0m <sup>2</sup> (排水性・10m <sup>2</sup> 未満)
(リ) t=15cm	A=1.0m <sup>2</sup> (排水性・10m <sup>2</sup> 以上)
(ヌ) t=22cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 未満)
(ル) t=22cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)
(七) t=10cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 未満)
(ワ) t=10cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)
(カ) t=12cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 未満)
(コ) t=12cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)
(ク) t=17cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 未満)
(ケ) t=17cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)
(ク) t=35cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)
(ツ) t=3cm	A=1.0m <sup>2</sup> (オーバーレイ)
コンクリート舗装版切断工	(昼間・夜間)
(ネ) t=15cmまで	L=1.0m
コンクリート舗装工	(昼間・夜間)
(チ) t=10cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 未満)
(リ) t=10cm	A=1.0m <sup>2</sup> (10m <sup>2</sup> 以上)
人孔蓋取替工	(昼間・夜間)
h≤2.5cm	N=1.0箇所

2.5cm<h	N=1.0箇所
ボックス調整工	(昼間・夜間)
仕切弁	N=1.0箇所
消火栓	N=1.0箇所
掘削埋戻工	(昼間・夜間)
	V=1.0m <sup>3</sup>
人孔蓋取替工	(昼間・夜間)
	N=1.0回
マーキング工	(昼間・夜間)
溶融式 実線	L=1.0m
溶融式 破線	L=1.0m
溶融式 ゼブラ	L=1.0m
溶融式 矢印・記号・文字	L=1.0m
薄層カラー舗装工	(昼間・夜間)
炭化珪素質 (キラキラ)	A=1.0m <sup>2</sup>
カラートップ	A=1.0m <sup>2</sup>
交通誘導員	(昼間・夜間)
	1人

(6) 予定価格 (税込) 2,555,300円

【入札書比較価格 (税抜) 2,323,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社 (本店) を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

## (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年6月2日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年6月2日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年6月9日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月10日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年6月11日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年6月6日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年6月11日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年6月12日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年6月16日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月17日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年6月18日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 「道修第2号 市内一円市道外舗裝修繕工事（単価契約）」を落札した者は、本工事への入札参加資格を失うものとする。
- (2) 最低制限価格については、「亀岡市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準（令和5年4月改正）」(2)による計算方法とする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

---

## 亀岡市公告第52号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 行政キオスク端末導入・設置業務委託
- (2) 納入場所 仕様書のとおり
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年12月26日まで

- |            |           |
|------------|-----------|
| (5) 納品期日   | 令和7年9月30日 |
| (6) 最低制限価格 | 不採用       |
| (7) 入札保証金  | 免除        |
| (8) 契約保証金  | 免除        |

## 2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和7年度 物品購入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (2) 行政キオスク端末導入事業者が、自治体において行政キオスク端末の導入実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 自治体における行政キオスク端末の導入実績調書（様式2）

(3) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式3）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年6月4日（水） 午後3時から 令和7年6月17日（火） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和7年6月4日（水）は午後3時から午後5時まで、令和7年6月5日（木）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和7年6月17日（火） 午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和7年6月17日（火）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。 (2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類 (3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。

		<p>ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> <p>エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
入札参加資格確認通知書の送付	令和7年6月19日（木）までに発送	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付	<p>確認申請書等に関する質問 令和7年6月17日（火） 午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和7年6月23日（月） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式4）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>
質問に関する回答	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和7年6月25日（水） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>

入札日時	令和7年6月27日（金） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり
------	---------------------------	----------------------------

## 5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式5）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の業務の合計金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の辞退  
入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式6）を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札  
ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式7）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。  
イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。  
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。  
ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (9) 入札の無効及び失格  
次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。  
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。  
ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札  
イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札  
ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札  
エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。

(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

(5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。

(7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課

(電話番号 0771-25-5009)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス：

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ：

https://www.city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

亀岡市公告第53号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和7年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和7年6月4日以後、常時備え置くこととする。

2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市保津町下大年3の54、41の3（関連区域）

亀岡市保津町下大年3の5の一部、3の56

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市西京区桂南巽町77の1

株式会社ジェイネットハウジング

「揭示済」

## 亀岡市公告第55号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 工事番号       | 水配替第3号   |
| (2) 工事名        | 亀岡中部農地整備事業（余部・安町工区）に伴う配水管移設工事（その2）   |
| (3) 工事場所       | 亀岡市余部町地内   |
| (4) 工事種別       | 水道施設工事   |
| (5) 工事概要       | 配水管移設工事<br>HPPE φ50                      L=139.4m<br>仮設工                              一式 |
| (6) 予定価格（税込）   | 3,366,000円<br>【入札書比較価格（税抜）3,060,000円】  |
| (7) 工期         | 契約日の翌日から180日間  |
| (8) 部分払        | 無  |
| (9) 前金払        | 無  |
| (10) 最低制限価格    | 採用   |
| (11) 入札保証金     | 免除   |
| (12) 契約保証金     | 免除   |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無  |
| (14) 契約書の要否    | 要  |

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者等のいずれかに配置すること。

- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
 （※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年6月10日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年6月10日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年6月16日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月17日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年6月18日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年6月13日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年6月18日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年6月19日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年6月23日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月24日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年6月25日（水） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等のおりとする。
- (5) その他については、共通事項のおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

---

#### 亀岡市公告第56号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年6月11日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第1号
- (2) 工事名 水道老朽管耐震化工事（千代川工区その2）
- (3) 工事場所 亀岡市千代川町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管布設工  
D1GXφ400 L=473.9m  
D1GXφ100 L=5.2m
- (6) 工期 契約日の翌日から200日間
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金

の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものとや契

約変更の増減額は対象外とする。)

(7) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(9) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年6月11日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年6月11日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年6月23日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月24日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年6月25日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり

質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年6月20日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年6月25日（水）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年6月27日（金）午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年7月3日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月4日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年7月4日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年7月8日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年7月9日（水）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年7月9日（水） 午前10時	令和7年7月10日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年7月10日（木） 午前9時から午後3時まで	令和7年7月11日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年7月10日（木） 午後3時以降	令和7年7月11日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年6月16日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市保津町譚目1の一部

(関連区域)

亀岡市保津町譚目1の一部、3の一部、3の1の一部、市有地

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

亀岡市三宅町2 メゾンラヴィ405号

疋田 純也

「揭示済」

## 亀岡市公告第58号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
|--------------|---|------|-----------|------|--------|------|-------------|--------------|--------|-----|--------|
| (1) 工事番号     | 管第7-1号  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (2) 工事名      | 亀岡市公共下水道事業 西部汚水幹線その2布設工事  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (3) 工事場所     | 亀岡市本梅町中野地内  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (5) 工事概要     | <table border="0"> <tr> <td>工事延長</td> <td>L=812.00m</td> </tr> <tr> <td>管布設工</td> <td>PEφ150</td> </tr> <tr> <td>管渠延長</td> <td>814.00m（昼間）</td> </tr> <tr> <td>排泥施設・仕切弁室設置工</td> <td>一式（昼間）</td> </tr> <tr> <td>附帯工</td> <td>一式（昼間）</td> </tr> </table> | 工事延長 | L=812.00m | 管布設工 | PEφ150 | 管渠延長 | 814.00m（昼間） | 排泥施設・仕切弁室設置工 | 一式（昼間） | 附帯工 | 一式（昼間） |
| 工事延長         | L=812.00m   |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| 管布設工         | PEφ150  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| 管渠延長         | 814.00m（昼間）   |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| 排泥施設・仕切弁室設置工 | 一式（昼間）  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| 附帯工          | 一式（昼間）  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (6) 工期       | 契約日の翌日から令和8年3月13日まで   |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (7) 部分払      | 無   |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (8) 前金払      | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）   |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (9) 中間前金払    | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）                                     |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (10) 最低制限価格  | 採用  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (11) 入札保証金   | 免除  |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |
| (12) 契約保証金   | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工   |      |           |      |        |      |             |              |        |     |        |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
  - (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年6月24日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年6月24日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年7月7日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月8日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年7月9日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年7月4日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年7月9日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年7月11日（金）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年7月17日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月18日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年7月18日（金）午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年7月23日（水）正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年7月24日（木）午後5時まで	共通事項5-2のとおり

	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年7月24日（木） 午前10時	令和7年7月25日（金） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年7月25日（金） 午前9時から午後3時まで	令和7年7月28日（月） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年7月25日（金） 午後3時以降	令和7年7月28日（月） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第59号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 工事番号    | 管第7-2号  |
| (2) 工事名     | 亀岡市公共下水道事業 西部汚水幹線その3布設工事  |
| (3) 工事場所    | 亀岡市本梅町中野地内  |
| (4) 工事種別    | 土木一式工事  |
| (5) 工事概要    | 工事延長 L=599.70m<br>管布設工 PEφ150<br>管渠延長 599.70m（昼間）<br>排泥施設・仕切弁室設置工 一式（昼間）<br>附帯工 一式（昼間）  |
| (6) 工期      | 契約日の翌日から令和8年3月13日まで   |
| (7) 部分払     | 無   |
| (8) 前金払     | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）   |
| (9) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用  |
| (11) 入札保証金  | 免除  |
| (12) 契約保証金  | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工   |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
  - (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年6月27日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年6月27日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年7月10日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月11日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年7月14日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年7月9日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年7月14日（月）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年7月16日（水）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年7月23日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月24日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年7月24日（木）午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年7月28日（月）正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年7月29日（火）午後5時まで	共通事項5-2のとおり

	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年7月29日（火） 午前10時	令和7年7月30日（水） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年7月30日（水） 午前9時から午後3時まで	令和7年7月31日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年7月30日（水） 午後3時以降	令和7年7月31日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第60号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 工事番号    | 水配替第2号  |
| (2) 工事名     | 水道老朽管耐震化工事（古世工区その1）   |
| (3) 工事場所    | 亀岡市古世町地内外   |
| (4) 工事種別    | 水道施設工事  |
| (5) 工事概要    | 配水管布設 D1GX φ100～φ200 L=553.4m<br>HPPE φ50～φ150 L=565.9m<br>給水管布設 HIVP φ13～φ50 N=144戸<br>仮設管 一式  |
| (6) 工期      | 契約日の翌日から令和8年3月13日まで   |
| (7) 部分払     | 無   |
| (8) 前金払     | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。   |
| (9) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用  |
| (11) 入札保証金  | 免除  |
| (12) 契約保証金  | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工   |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 共同企業体の要件

- ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。
- イ 共同企業体は、自主結成とする。
- ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。
- エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市及び京都府の指名停止を受けていないこと。

### (2) 共同企業体の代表者の要件

- ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。
- イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が5,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。
- エ 出資比率が構成員中最大の者であること。
- オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事の共同企業体による競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

### (3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

- ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。
- イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事の共同企業体による競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、技術者配置予定書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年6月30日（月） 午後3時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年6月30日（月） 午後3時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年7月14日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月15日（火） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年7月16日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年7月11日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年7月16日（水）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年7月18日（金）午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年7月24日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年7月25日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年7月25日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年7月29日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年7月30日（水）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年7月30日（水） 午前11時	令和7年7月31日（木） 午前11時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年7月31日（木） 午前9時から午後3時まで	令和7年8月1日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年7月31日（木） 午後3時以降	令和7年8月1日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等のおりとする。
- (6) その他については、共通事項のおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通) 大 倉 英 士  
 櫻 間 晴 子  
 竹 内 光 雄

亀岡市プラスチック製レジ袋提供禁止審査会委員に委嘱します

任期は令和9年5月31日までとします

令和7年6月1日

(各 通) 大 西 光 治  
 法 貴 良 好  
 國 府 美 幸

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します

任期は令和7年9月30日までとします

令和7年6月25日

## 教育委員会欄

### 任免及び辞令

上 原 久 和  
 松 井 史 裕  
 寺 田 直 人  
 川 畑 隆  
 久 保 日出樹  
 樋 口 肇  
 宮 永 桂 吾  
 荒 樋 博 利  
 上 田 直 美  
 栗 林 杏 佳  
 黒 木 律 子  
 日下部 まち子  
 土 橋 安 子  
 柏 木 智苗美  
 西 田 藍 子  
 山 川 秀 一  
 島 津 麻 美  
 福 知 千 絵  
 山 内 はるか  
 松 田 珠 怜  
 柴 田 喜 策  
 澤 田 武 志  
 水 谷 めぐみ  
 濱 田 薫  
 田 端 順 子  
 山 内 江梨子  
 松 原 由 佳  
 岸 本 繁 章  
 角 田 亮 太  
 三 輪 美 咲  
 安 藤 直 子  
 宅 間 由 香  
 浦 井 真由美

(各 通)

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 美馬義晴

1, 444人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 美馬義晴

大石由美  
山元彩乃  
柴田牧子  
中舎ゆう子  
小西佑佳  
細見真紀美  
黒田亜希  
田畑真彩子  
奥村祥子  
鈴木小百合  
高雄淑子  
松岡里佳  
木下佳徳里  
茂籠希美

(各通)

亀岡市教育支援委員会委員に委嘱します

小寺邦明  
村上健二  
眞里谷博子

(各通)

亀岡小学校 学校運営協議会委員に委嘱します  
任期は令和9年3月31日までとします

櫻井邦男  
森本正子  
辻村均

(各通)

城西小学校 学校運営協議会委員に委嘱します  
任期は令和9年3月31日までとします

令和7年6月1日

中澤慎也

南桑中学校 学校運営協議会委員を解嘱します  
令和7年6月29日

藤原陽子

南桑中学校 学校運営協議会委員に委嘱します  
任期は令和8年3月31日までとします

令和7年6月30日

24,066人

「揭示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に  
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数  
は、次のとおりである。

令和7年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 美馬義晴

12,033人

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第9号

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年6月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

1	閲覧年月日	令和6年4月2日、5日、9日、12日、16日、19日、23日、26日
	閲覧申出者の氏名	松井 春樹
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	全投票区
2	閲覧年月日	令和6年5月8日、24日
	閲覧申出者の氏名	松井 春樹
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	全投票区
3	閲覧年月日	令和6年5月23日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	総務省統計局 統計調査部消費統計課長 田村 彰浩
	閲覧に係る選挙人の範囲	篠町広田1丁目、篠町浄法寺
	閲覧年月日	令和6年7月19日
	閲覧申出者の氏名	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗

4	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都荒川区西日暮里2-40-10
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	株式会社社会調査研究センター 代表取締役社長 松本 正生
	閲覧に係る選挙人の範囲	第41投票区
5	閲覧年月日	令和6年9月12日
	閲覧申出者の氏名	朝日新聞東京本社 社長 角田 克
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都中央区築地5-3-2
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第8、9調査区
6	閲覧年月日	令和6年9月12日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 享
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都港区東新橋1-7-1
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第14投票区
7	閲覧年月日	令和6年9月4日、11日、18日、25日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
8	閲覧年月日	令和6年9月24日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	総務省統計局 統計調査部消費統計課長 谷道 正太郎
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘雲仙台、西別院町犬甘野、西別院町神地、西別院町柚原

9	閲覧年月日	令和6年9月17日
	閲覧申出者の氏名	松井 春樹
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	全投票区
10	閲覧年月日	令和6年10月2日、9日、16日、23日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
11	閲覧年月日	令和6年11月14日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都中央区銀座5丁目15番8号
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	公益財団法人 明るい選挙推進協会 会長 佐々木 毅
	閲覧に係る選挙人の範囲	畑野町広野
12	閲覧年月日	令和6年11月27日、12月5日、6日
	閲覧申出者の氏名	大西 陽春
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	本梅町、東本梅町、宮前町
13	閲覧年月日	令和7年1月28日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	総務省統計局 統計調査部消費統計課長 谷道 正太郎
	閲覧に係る選挙人の範囲	曾我部町犬飼、曾我部町南条

14	閲 覧 年 月 日	令和7年2月4日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	高杉 洋
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	亀岡駅北、千代川町日吉台、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、 南つつじヶ丘、篠町、大井町かすみヶ丘
15	閲 覧 年 月 日	令和7年2月19日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	高杉 洋
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	亀岡駅北、大井町かすみヶ丘、篠町、南つつじヶ丘大葉台
16	閲 覧 年 月 日	令和7年2月21日、27日、28日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	大西 陽春
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	河原林町、上矢田町、中矢田町、下矢田町、安町、余部町、 荒塚町1丁目、古世町西向林
17	閲 覧 年 月 日	令和7年2月25日、3月5日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	高杉 洋
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町土田、南つつじヶ丘大葉台、亀岡駅北
18	閲 覧 年 月 日	令和7年3月5日、12日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	大西 陽春
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘

19	閲覧年月日	令和7年3月5日
	閲覧申出者の氏名	大西 陽春
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	畑野町
20	閲覧年月日	令和7年3月10日、19日
	閲覧申出者の氏名	高杉 洋
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町土田、大井町並河、南つつじヶ丘大葉台
21	閲覧年月日	令和7年3月26日
	閲覧申出者の氏名	大西 陽春
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘五月台
22	閲覧年月日	令和7年3月17日、18日、25日、31日
	閲覧申出者の氏名	片山 輝夫
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町
23	閲覧年月日	令和7年3月24日
	閲覧申出者の氏名	高杉 洋
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	南つつじヶ丘大葉台、篠町見晴、篠町馬堀駅前

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2の規定により準用する公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年6月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 美馬義晴

在外選挙人名簿抄本の閲覧は、なかった。

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第5号

令和7年6月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年6月2日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和7年6月5日（木）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
  - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第6号

令和7年度亀岡市農業委員会年次総会を下記のとおり公告する。

令和7年6月4日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和7年6月9日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 市民ホール
- 3 議 題  
第1号議案 令和6年度亀岡市農業委員会事業報告  
第2号議案 令和7年度亀岡市農業委員会事業計画（案）

「揭示済」

上下水道部欄

規 程

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員就業規程（昭和58年公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第22条第1項」を「第22条の2第1項」に改める。

第9条第1項中「（昭和59年亀岡市条例第31号）」を削る。

第10条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第11条第2項中「（昭和59年亀岡市条例第31号）」を削る。

第49条第2項中「（昭和37年法律第152号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
（人の資格に関する経過措置）
- 2 拘禁刑に処せられた者に係る他の規程の規

定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者とみなす。

「揭示済」

## 市立病院欄

### 公 告

亀岡市立病院公告第2号

令和7年5月30日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和8年7月31日までとする。

令和7年6月19日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

(候補者受験番号)

1

「揭示済」